

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台 （介護優先）	下肢又は体幹機能障害２級以上で１８歳以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	８年
	特殊マット （介護優先）	知的障害と判定され、障害の程度が重度若しくは最重度の者又は下肢若しくは体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）。ただし、児童は、２級以上で、それぞれ原則として３歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600	５年
	特殊尿器 （介護優先）	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として３歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400	５年
	体位変換器 （介護優先）	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000	５年
	移動用リフト （介護優先）	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として３歳以上の者	介護者が重度障害者を移動させるに当たって容易に使用し得るも	159,000	４年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
			の。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で、原則として３歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	５年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具 （介護優先）	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者で、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	８年
	便器 （介護優先）	下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450	８年
	頭部保護帽	知的障害及び精神障害と判定された重度又は最重度の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者（児童を含む。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,200 B 36,750	３年
	T 状・棒状の杖	下肢又は体幹機能障害を有する	障害者が容易に使用し得るもの。	3,150	３年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
		者で原則として学齢児以上の者			
	移動・移乗支援用具 （介護優先）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年
	特殊便器 （介護優先）	知的障害と判定され、障害の程度が重度若しくは最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢障害2級以上で、それぞれ原則として学齢児以上の者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
	火災警報器	知的障害と判定された重度若しくは最重度の者又は障害等級2級以上の者（火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500	8年
	自動消火器	知的障害と判定された重度若しくは最重度の者又は障害等級2級	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期	28,700	8年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
		以上の者（火災発生の感知若しくは避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	火災を消火し得るもの。		
	電磁調理器	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）及び知的障害と判定された重度又は最重度の者で、それぞれ１８歳以上の者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。	41,000	６年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7,000	１０年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で１８歳以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400	１０年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500	５年
	ネブライザー	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって原則として学齢児以上の者のうち、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	36,000	５年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって原則として学齢児以上の者のうち、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	56,400	５年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う１８歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000	１０年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	9,000	５年
	盲人用体重計	視覚障害２級以上で１８歳以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	18,000	５年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	98,800	５年
	情報・通信用補助装置	視覚障害２級以上及び、上肢障害２級以上又は言語、上肢複合障害２級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）で、原則として学齢児以上の者	障害者向けパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト等	100,000	６年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）であって、18歳以上の者のうち、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500	6年
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	63,100	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	99,800	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	198,000	8年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
	盲人用時計	視覚障害２級以上で、１８歳以上の者。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触読式 10,300 音声式 13,300	１０年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。	71,000	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児童を含む。）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	88,900	６年
	人工喉頭	音声機能障害を有するもので原則として２歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。	笛式 5,250 電動式 73,605	５年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者（児童を含む。）	障害者が容易に使用し得るもの。	1,030,000	
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児童を含む。）	点字により作成された図書		
	点字器 （標準型）	視覚障害者（児童を含む。）	32マス18行の両面書のもの。	真鍮板製 10,712 プラスチック製 6,798	7年
	点字器 （携帯用）	視覚障害者（児童を含む。）	アルミニウム製 32マス4行片面書のもの。 プラスチック製 32マス12行の片面書のもの。	7,416 1,699	5年
排泄管理支援用具	ストマ用装具 （皮膚保護剤、入浴用パウチ、ベルト、皮膚被膜剤を含む。）	ぼうこう又は直腸機能障害によりストマを造設した身体障害者（児童を含む。）	蓄便 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの 蓄尿 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付であってラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	9,116 11,978	—

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
	紙おむつ等	以下のいずれかの要件を満たす者で3歳以上の身体障害児及び身体障害者。 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマ変形によりストマ用装具を装着できない者。 2 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者。 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者。 4 脳原性運動機能障害（出生から概ね3歳未満で発症した非進行性の脳病変による。）により排尿又は排便の意思表示が困難な者（自力での排泄又は介助による定時排泄が困難な者に限る。）	ストマ用装具に代えて支給するもの (支給対象品目) 紙おむつ、脱脂綿、サラン、ガーゼ、洗腸用具	12,000	—
	収尿器 (男性用)	肢体不自由等で ^{脊髄} 脊髄損傷等により排尿機能障害（特に常時失禁のある者）	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもので、ラテッ	普通型 7,931	1年

(別表)

重度障害者等日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能	基準額（円）	耐用年数
		る場合等に限る。）のある身体障害者（児童を含む。）	クス製又はゴム製のもの。	簡易型 5,871	
	収尿器 （女性用）	肢体不自由等で ^{脊髄} 脊髄損傷等により排尿機能障害（特に常時失禁のある場合等に限る。）のある身体障害者（児童を含む。）	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）又はポリエチレン製（20枚1組）の採尿袋導尿ゴム管付きのもの（簡易型）	普通型 8,755 簡易型 6,077	1年
住宅改修	居宅生活動作補助用具 （介護優先）	下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害程度等級3級以上の者（ただし、特殊便器取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）で、原則として学齢児以上の者	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000	原則1回